



インドネシアと日本、 希望ある未来へ



特定監理団体 **青葉協同組合**
許1702001707



私たちは外国人技能実習生受入れ事業を行っています。

【外国人技能実習制度とは】

外国人技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が評価され、これを原型として1993年に制度化されたものです。

技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。

制度の目的・趣旨は1993年に技能実習制度が創設されて以来終始一貫している考え方であり、技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と記されています。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

また、2016年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）が公布され、2017年11月1日に施行されました。

技能実習法に基づく新たな外国人技能実習制度では、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制等が新たに導入された一方、優良な監理団体・実習実施者に対しては実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などの制度の拡充も図られています。

技能実習生の人数

一般

常勤職員の総数	技能実習生の人数	
	1号(1年目)	2号(2, 3年目)
30人以下	3人	1号(1年目)の2倍
31人~40人	4人	
41人~50人	5人	
51人~100人	6人	
101人~200人	10人	
201人~300人	15人	
301人以上	常勤職員総数の1/20	

※ 常勤職員数には、
技能実習生は含まれない。

- ◆ 1号実習生については常勤職員の総数、2号実習生については常勤職員数の総数の2倍の人数を超えてはならない。
- ◆ 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- ◆ やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠とは別に受け入れることを可能とする。

介護

事業所の 常勤介護職員の総数	技能実習生の人数	
	1号(1年目)	全体(1号+2号)
1人	1人	1人
2人	1人	2人
3~10人	1人	3人
11~20人	2人	6人
21~30人	3人	9人

事業所の 常勤介護職員の総数	技能実習生の人数	
	1号(1年目)	全体(1号+2号)
31~40人	4人	12人
41~50人	5人	15人
51~100人	6人	18人
101~200人	10人	30人
201~300人	15人	45人
301人以上	常勤介護職員の1/20	常勤介護職員の3/20

技能実習生 配属までのながれ

受け入れ企業様

- ・組合入会
- ・事前調査票・申込書の記入
- ・貸借対照表・損益計算書のご提示
- ・雇用契約書などの作成
- ・実習生の宿泊施設の決定

宿泊施設の主な条件

- 1室2名以下
- 1人当たりの寝室床面積→4.5㎡以上
- 避難（消火）措置

面接

↓ 実習生の決定
↓ 雇用契約書などの締結

企業様へ書類の確認依頼

書類の訂正、まとめ

外国人
技能実習機構への申請

在留資格認定証明書の交付申請
入国管理局へ

在留資格認定証明書を
インドネシアへ送付

ビザ発給の手続き

入国

入国後講習
(栃木県小山市、約1カ月)

技能実習中の具体的な
業務内容についてのご説明

栃木県の講習施設
までのお迎え

配属

技能実習スタート

技能実習生 送り出し機関

面接希望者の
募集・選定

- ・入国前講習の受講
- ・申請に必要な書類の準備
→組合へ送付

青葉協同組合

技能実習制度の内容の説明

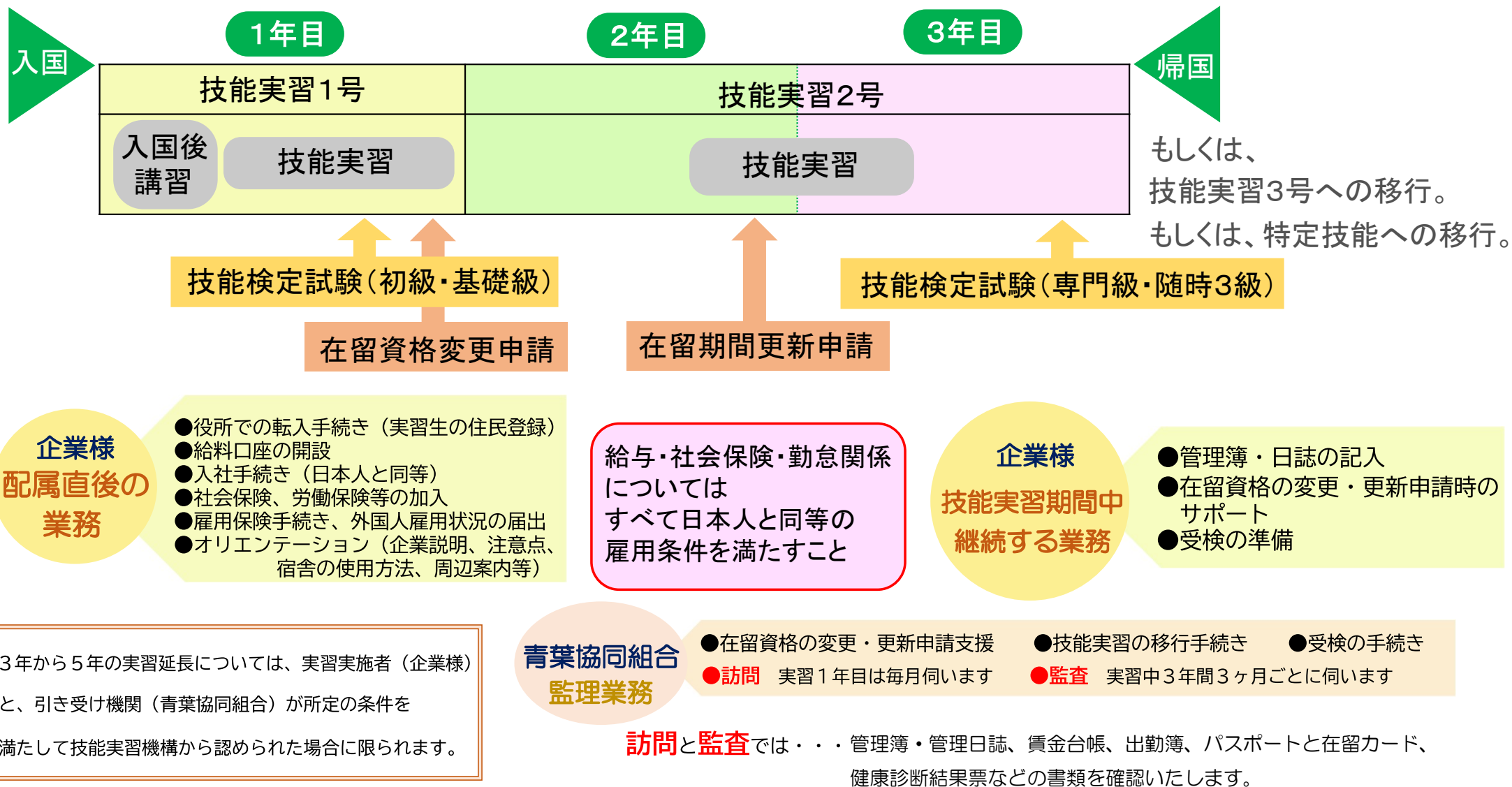
面接の準備の依頼

申請書類作成スタート

計画認定

お申し込み後、おおむね7~8ヶ月で配属となります

技能実習に関する業務



よくある質問と、外国人技能実習制度に関するQ & A

Q 1) 青葉協同組合の主な特徴は？

- ・一般職種に加え、介護と自動車整備の技能実習生の受入れ許可監理団体です。

⇒2018年2月20日発行の岩手日報新聞で、下図のように紹介されました。他の許可業種も受け入れ可能です。



Q 2) まだ実習生を受け入れたことがなく、不安ですが？

- ・新制度に対応した確実な申請を支援します。

⇒受入れ企業において用意していただく書類が従来より増えて増えており、しっかりとその内容を理解して頂かなければならない事が多々ございますが、当組合が全面的にサポートいたしますので、ご安心ください。

- ・安心の一貫したサポート体制です。

⇒入国前後に徹底した日本語教育を行います。入国後は最初の1年間は月に1回は必ず職場を巡回し、問題がないかを確認いたします。

Q 3) 日本語のレベルはどの程度ですか？

- ・介護の技能実習生はN4レベルでの会話が可能です。

⇒介護の技能実習生は、N4レベルの日本語試験に合格することが入国の条件です。普段の生活に困ることはないようですが、流暢に話せるわけではありません。

また、介護技能生はN3取得を目標とする努力義務が課せられています。

入国後もしっかりと日本語習得に取り組む姿勢と、企業様にもご協力いただいて、環境を作ることが求められます。

Q 4) どのような人材が来ますか？

- ・厳選した送出し機関と提携し、優秀な人材を確保します。

⇒当組合が協定を結んでいるインドネシアの送り出し機関は、現地の大学・看護大学と提携し、在校生・卒業生に日本語を学ばせたうえで、面接に臨んでいます。

また、送り出し機関の代表者は、日本在住20年を超え、介護福祉士として勤務していた経験があり、日本のルール、習慣、仕事に対する考え方などを実習生に直接教えることが可能です。また、岩手県に居住しておりますので、実習生の相談役、通訳としてもすぐに対応することが可能です。

Q 5) 採用する際の費用は？

- ・別表にてご案内いたします。

⇒ご希望いただければ、詳しい案内を用意しておりますので、お申し付けください。